

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	岐阜市 予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・岐阜市では「岐阜市特定個人情報ファイル安全管理規程」を定めており、特定個人情報保護評価については本規定を活用したリスク評価を実施している。
・予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岐阜市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年3月24日

項目一覧

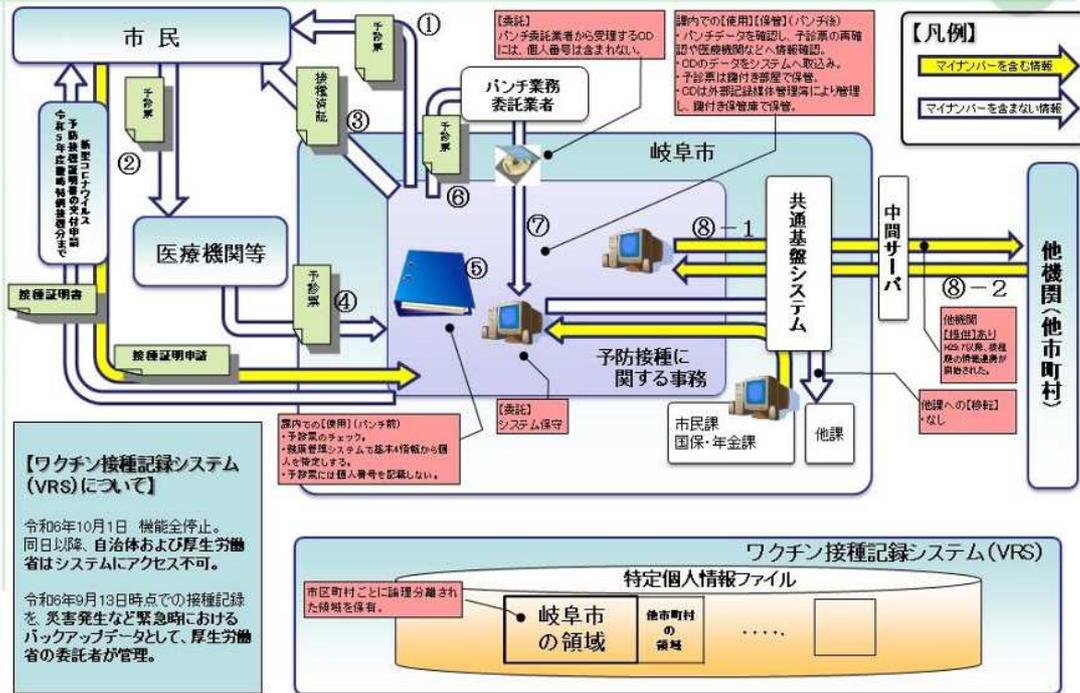
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム2	
①システムの名称	共通基盤連携システム(宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)、庁内連携システム等を含む。)
②システムの機能	<p>1. 統合宛名機能</p> <p>(1) 団体内統合宛名番号採番機能 業務システムからの要求に応じて、団体内統合宛名番号を採番し、業務システム及び中間サーバに返却する。</p> <p>(2) 番号管理情報更新機能 住民基本台帳情報(現存者)、宛名(住登外)情報の更新データが送付されてきた場合に、団体内統合宛名番号、個人番号及び宛名番号(業務)の紐付け情報を更新する。</p> <p>(3) 業務システム連携機能 業務システムからの要求に応じて、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。</p> <p>(4) 業務システム連携機能(番号情報) 業務システムからの要求又は番号管理情報の変更の際に、宛名番号(業務)に紐付く個人番号及び団体内統合宛名番号を返却する。</p> <p>(5) 団体内統合宛名番号表示機能 業務システムで団体内統合宛名番号を保持しない、又はシステム化されていない業務向けに、番号の紐付け情報を検索・表示する。</p> <p>(6) 中間サーバ連携機能(4情報提供) 中間サーバ又は中間サーバ接続端末からの要求に応じて、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。</p> <p>2. 中間サーバ連携機能</p> <p>(1) 情報提供機能 統合DBから特定個人情報を抽出し、中間サーバに連携(提供)する。</p> <p>3. 情報照会機能</p> <p>(1) 情報照会機能 業務システムから「他団体への情報照会依頼」を受信する。</p> <p>(2) 情報照会連携機能 業務システムから受信した「他団体への情報照会依頼」を中間サーバに連携する。</p> <p>(3) 照会結果取得機能 中間サーバから「他団体からの情報提供内容」を取得する。</p> <p>(4) 照会結果回答機能 中間サーバから受信した「他団体からの情報提供内容」を、業務システムに連携する。</p> <p>(5) 番号変換機能 宛名番号(業務)⇄団体内統合宛名番号の変換を行う。</p> <p>(6) 文字コード変換機能 業務システムにて使用しているデータの文字コードを変換する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバ)</p>

システム3									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各事務システム接続機能 中間サーバと各事務システム、統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム4									
①システムの名称	福祉総合管理システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税情報(収入、所得、所得控除、扶養人数、税額等)を参照する。 ・給付の支給の審査に使用する。 ・住民税情報は庁内連携システムを介して税務システムと連携する。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の適切な実施及び接種勧奨のため、接種対象者及び接種履歴等の管理に用いる。 ・健康被害に係る給付における給付対象者及び支給状況等の把握に用いる。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・接種履歴の適正な管理により、未接種者の迅速な把握が可能となることで接種率の向上ひいては感染症の発生及びまん延の防止につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府令／総務省令第5号。以下「別表省令」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表省令第10条、第67条の2 <p>3 岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年岐阜市条例第54号。以下「条例」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第4条第1項 別表第2の4の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第27条で定めるもの」が含まれる項（25の項） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（154の項） <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）</p> <p>25の項、26の項、27の項、28の項、29の項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岐阜市保健所感染症・医務薬務課
②所属長の役職名	感染症・医務薬務課長
8. 他の評価実施機関	

予防接種 接種情報フロー



(備考)

<一般予防接種事務・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務>

- ① 市は住民情報に基づき、予診票を発行する。
 - ② 市民は、発行された予診票に必要事項を記入し、医療機関にて予防接種を受ける。
 - ③ 市民は医療機関で接種後、接種済証の発行を受ける。
 - ④ 医療機関は、接種後の予診票を市へ送付する。
 - ⑤ 委託業者にパンチを依頼する前に、健康管理システムで個人を特定し、予診票に宛名番号を記載。(←個人番号とは相違)
 - ⑥ パンチデータ入力委託業者にてパンチデータを作成する。
 - ⑦ パンチデータを健康管理システムに取り込み、接種歴を管理。
 - ⑧-1 予防接種履歴の情報を共通基盤システムへあげる。
 - ⑧-2 他市町村からの転入者、他市町村への転出者に係る予防接種歴の情報は中間サーバを介して、取得及び提供する。
 - ⑧-3 健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた場合、中間サーバを介して受取希望者の公金受取口座情報を取得する。
- ※新型コロナウイルスワクチンの接種証明書は、健康管理システムに登録されている接種記録から出力する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	岐阜市における予防接種被接種対象者本人及び世帯主(過去、岐阜市に住民登録があった者を含む。)
その必要性	対象者の予防接種歴の確認・証明、接種勧奨通知を目的としており、正確な予防接種状況の管理をする上で、特定個人情報を保有することが必要。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号・その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に把握するために保有する。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所): 予防接種事務の遂行及び接種歴の保管のために保有する。 ・連絡先(電話番号等): 予防接種事務に関し、本人への連絡のために保有する。 ・健康・医療関係情報: 予防接種歴の保管のために保有する。 ・地方税関係情報、医療保険関係情報: 給付の支給の審査のために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年3月12日
⑥事務担当部署	岐阜市保健所感染症・医務薬務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、国保・年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (内閣総理大臣、厚生労働大臣) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県知事、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	
③入手の時期・頻度	<識別情報> 随時(変更時等) <連絡先等情報> 随時(変更時等) <業務関連情報> ・健康・医療関係情報:随時(予防接種実施時点) ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報:随時(健康被害に係る給付の申請時点) ・医療保険関係情報:健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた都度	
④入手に係る妥当性	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給や障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。	
⑤本人への明示	番号法第14条において個人番号の提供について規定されているとともに、利用、提供については、番号法別表(14の項、126の項)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25の項、26の項、27の項、28の項、29の項)にそれぞれ規定されている。	
⑥使用目的 ※	・接種対象者及び接種履歴等を管理し、予防接種の適切な実施及び接種勧奨のため ・給付対象者及び支給状況等を把握し、健康被害の給付を適切に行うため	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	岐阜市保健所感染症・医務業務課、岐阜市中保健センター、岐阜市南保健センター、岐阜市北保健センター
	使用者数	[50人以上100人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 </div> <div style="text-align: center;"> 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 </div> </div>

⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者の登録・更新を行う。 ・接種結果の登録・更新を行う。 ・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨の実施に活用する。 ・健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた場合、公金受取口座情報を照会するため、特定個人情報を使用する。
	情報の突合 ※	住民からの費用助成申請書等の内容と住基情報を突合する。
	情報の統計分析 ※	個人を判別し得るような情報の統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・接種費用の自己負担免除者であることの決定。 ・健康被害に対する給付金の支給決定。
⑨使用開始日	令和3年3月12日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 委託しない <small><選択肢></small> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	予防接種のデータパンチ業務委託	
①委託内容	接種医等から提出された予診票の接種内容等の情報(個人番号は含まれない)をパンチ入力し、データ化する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	対象者の予診票の接種内容等をデータ化するのに必要な範囲である。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (委託業者がスキャニング等した記録媒体)	
⑤委託先名の確認方法	岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社 電算システム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項2	
健康管理システム等運用業務委託	
①委託内容	
健康管理システムの始業点検、ヘルプデスク、不具合切分け、定例処理等の運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	
	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
その妥当性	健康管理システムの安定した稼働のためにシステム内のデータを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	
	<input type="checkbox"/> 10人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	
	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本庁マシン室にて健康管理システムを操作)
⑤委託先名の確認方法	
岐阜市情報公開条例に基づく公開請求によって確認することができる。	
⑥委託先名	
株式会社 インフォファーム	
再委託	⑦再委託の有無 ※
	<input type="checkbox"/> 再委託しない <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
⑨再委託事項	
委託事項3	
健康管理システム等パッケージソフトウェア保守業務委託	
①委託内容	
健康管理システム等の問合せ対応、バージョンアップ対応、障害対応等の保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	
	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
その妥当性	健康管理システムの安定した稼働のためにシステム内のデータを取り扱う必要がある。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【一般事項】

個人番号、住基番号、氏名(漢字、カナ)、続柄、生年月日、保険、郵便番号、保健推進員、住所、行政区、小学校区、中学校区、保護者、世帯数、世帯番号、性別、年齢、国保区分、住民区分

【被接種者事項】

予防接種種類、接種・予診日、接種判定、実施医療機関、薬剤Lot.No、接種医、問診医

【詳細情報】

接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、対象外判定、請求日(月)、接種番号、接種会場、接種量、抗体価検査、特記事項、未接種理由、実施区分、発赤反応長径、硬結反応長径、二重発赤反応長径、二重発赤反応短径、所見、判定、依頼区分、二次・三次医療機関依頼、依頼日、依頼理由、ツベルクリン部位、ツベルクリン判定日、公金受取口座(※)

※ 健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 必要な対象者以外の情報を記載できないよう、予診票及び健康被害の給付に係る申請書様式を定める。 庁内連携システムを介して、予診票記載内容（4情報及び世帯情報）を住基情報と比較、診査及び確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。 パンチ業務において業者に委託する依頼元データ及び成果品は、個人番号と紐づけできない状態のデータである。 パンチ業務で作成された成果品の住基番号はシステム上で住基台帳と紐づけられるため、対象者以外はシステムに入力されない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 必要な情報項目のみを記載するよう、予診票及び健康被害の給付に係る申請書様式を定める。 予診票の内容から本人確認（住基番号の特定）を厳格に行う。 予診票の内容を複数人で診査・確認し、不必要な情報の入手を防止する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 職権を乱用し、利用目的以外の目的で特定個人情報を収集してはならないことについて、情報セキュリティ教育で規定や罰則について周知する。 入手する特定個人情報の利用目的を変更する場合には、岐阜市個人情報審議会の意見を聞き、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 被接種者に必要な予診票であるかを決裁で診査・確認するため、特定個人情報を印刷するが、印刷する際は印刷指定等を行い、打ち出した資料は直ちに回収する。 システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 システムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 本人及びその代理人から本人確認書類等の提示を受けて確認する。 予め保護者等が記載した予診票の情報（氏名、生年月日、性別、住所等）から個人を特定し、システム内で住基番号から個人番号を取得する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの提示等により確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害の給付に係る公金受取口座の情報を健康管理システムに転記する際、ダブルチェックを実施することにより転記ミスが起らないようにしている。 パンチ業者において、一人目のオペレーターが入力し、二人目のオペレーターがベリファイ入力しており、一人目が入力したデータと二人目が入力したデータが異なっていればエラーとなり、二人目のオペレーターが内容確認を行い、再度入力し確定する。 パンチ業者における入力プログラムには予めロジックチェック機能（項目ごとに設けられた入力規則）を設定し、プログラム上でエラーを検出する。

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・システムの操作履歴を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。 ・端末から一時的に離席する際は端末にロックをかけ、作業後はログオフを行う。 ・システムの利用は、市の施設以外及び市の保有する端末以外で実施できない。 ・特定個人情報を扱う端末は、内蔵ディスク及び電子記憶媒体への書き込み機能を禁止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	統合宛名システムは、特定個人情報を取り扱う事務ごとに、特定個人情報の使用目的で認められる範囲の対象者及び情報以外が参照できないようアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要のない業務(機能)からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・パスワードは定期的に変更する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・端末のパスワードの記録機能等を使用しない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務(担当職員)の対応表を作成し、ID/パスワードの発行管理を行う。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・権限の申請・変更・失効については申請書を使用し、記録を残す。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を、変更し、又は削除する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録する。 ・操作履歴の定期的な確認により不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に保管する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守運用等のために管理者権限等の特権を付与されたID(以下「特権ID」という。)の利用については、パスワードの定期的な変更、特権IDによるアクセス環境(作業場所、接続端末等)の特定、利用の事前承認等の厳重な管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対し、職場で守るべき遵守事項、特定個人情報を含む機密情報の業務以外の目的での利用の禁止、違反した場合の処分内容等について、情報セキュリティ教育を行う。 ・正職員以外の従業者(会計年度任用職員、アルバイト、外部委託事業者等)に職員と同等の情報セキュリティ教育を行った上で、「情報セキュリティポリシー遵守同意書」に署名させる。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を入力、照会する端末は、内蔵ディスク及び電子記憶媒体への書き込み機能を禁止する。 ・バックアップの実行は自動化し、特権IDでのみ実行、アクセスを許可している。 ・特権IDの管理及び運用は「Ⅲ-3. リスク2 その他の措置の内容」に従う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

	規定の内容	<p>以下の規定を委託契約書及び個人情報取扱特記仕様書に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務(委託業務終了後を含む) ・改竄、漏えい、滅失及び毀損の防止 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・提供した情報資産の複写又は複製の禁止 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・「情報セキュリティ対策チェックシート」による自己点検の実施 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査及び検査 ・市による事故時等の公表 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
	具体的な方法	—
その他の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、委託先においてアクセス権限を付与する従業員数及びアクセス権限の範囲を必要最小限とすることを遵守させている。 ・個人情報を含む重要データについてアクセス権限の設定を行い、そのアクセス記録を保管する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・委託先において契約書等に示す情報セキュリティの遵守が疎かになるリスクに対し、業務着手時及び年度当初に「情報セキュリティ対策チェックシート」により、遵守状況の自己点検を徹底させている。</p>		

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

1 目的外の入手が行われるリスク

- ・情報提供ネットワークシステムを利用する者を限定し、利用者の管理を徹底することで、情報提供ネットワーク接続による目的外の入手のリスクに対応している。
- ・情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、中間サーバの利用者IDを定期的に棚卸し、不
用な利用者IDを消去する。
- ・職員等の中間サーバのログイン認証は、中間サーバを利用可能な職員毎のユーザIDにより行い、そ
の操作内容の記録を実施することから、職員等は中間サーバの利用者IDを他の職員と共有しない。
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞
- ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の
発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供
ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番
号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリス
クに対応している。
- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト
を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切な
オンライン連携を抑止する仕組みになっている。

2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

- ・中間サーバとの接続において、不適切な端末等が接続できないよう対策を講じることで、リスクに対
応している。
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞
- ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネッ
トワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保
されている。
＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞
- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した
行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信
を暗号化することで安全性を確保している。

3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

- 他団体への特定個人情報の照会に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間
サーバ・ソフトウェアにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞
- ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネッ
トワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個
人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

- 他団体への特定個人情報の照会に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間
サーバ・ソフトウェア、中間サーバ・プラットフォームにおいて講じられた措置によってリスクに対応して
いる。
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞
- ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するた
め、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
- ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕
組みを設けている。
- ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機
能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを
実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン
ライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する
特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。
そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。
＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞
- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した
行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信
を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害の
対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバとの接続において、不適切な端末等が接続できないよう対策を講じることで、リスクに対応している。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体への特定個人情報の照会に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバ・ソフトウェアにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体への特定個人情報の照会に際し、情報提供ネットワーク以外の手段を用いないことで、中間サーバ・ソフトウェア、中間サーバ・プラットフォームにおいて講じられた措置によってリスクに対応している。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか複合できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは複合されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害の対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容

<事務室における措置>

- ・事務室内の端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。
- ・離席時は端末をロックしている。
- ・特定個人情報が記載された申請書等は鍵付き書庫に保管している。

<外部データセンターにおける措置>

- ・データセンター内のサーバ室への入退室は、職員、保守事業者等のうち入室を許可された者のみに制限し管理しており、入室の事前申請の承認、入退室管理簿の記録をしている。
- ・データセンター内のサーバ室への入退室は、ICカード(許可された者のみ所有)、静脈認証等の生体認証、パスワード(認可された者ごとに設定)による認証を必要とし、また監視カメラによる監視をしている。
- ・サーバ室へのパソコン、外部記憶媒体、通信機器等の無断持ち込みを禁止している。
- ・データの滅失、既存を防止するため、サーバ室は火災、水害、埃、振動、温度等の対策がされ、非常時用電源及び無停電電源装置を備えている。

<本庁マシン室(運用事業者のオペレーティング室)における措置>

- ・入室は入り口ドアのパスワード認証、入退室管理簿の記録で管理している。
- ・監視カメラにより、入退室や作業状況を監視している。
- ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。
- ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。
- ・端末はセキュリティワイヤーで固定する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

	<p>具体的な対策の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録する。 ・サーバ、パソコンにウイルス対策ソフトを常駐しリアルタイムチェックを実施し、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは自動化により最新のものを適用している。 ・ネットワークを通じての不正アクセス対策として、ファイアウォールやIPSにより、不正、不要な通信の検知や遮断をしている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策パッチ適用は、必要性、動作の安全性等を確認したうえで実施することとしている。 ・パソコンは許可なくソフトウェアを導入できないよう管理者権限を制限しており、また、パソコンを許可なくネットワークに接続できないよう、端末の認証等の制限をしている。 ・端末から一定の時間操作が行われない場合は、システムとの接続を遮断し、他者に利用されることを防止する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」という。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムの構築をする環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と同様の方法にて安全管理をする。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・庁内の他システムとの整合処理を定期的実施し、保存中の被接種者に関する情報が最新であるかどうかを確認する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・帳票については、規定に基づき、帳票等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄日時、担当者及び処理内容を記録する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>・年に1回担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>・定期的に監査を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規定等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>・職員に対しては、定期的に個人情報保護に関する研修を行う。</p> <p>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</p> <p>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導のうえ、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所感染症・医務薬務課
②請求方法	・岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)に基づき、所定の請求書に必要事項を記載し、提出する。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種ファイル
公表場所	市ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岐阜市保健所感染症・医務薬務課 電話:058-252-7187
②対応方法	問合せの受付時に起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	岐阜市市民意見聴取プロセス実施要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、市報に公表している旨の記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和6年12月2日から令和6年12月27日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見提出：0件
⑤評価書への反映	修正なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年2月27日
②方法	岐阜市個人情報保護審議会による第三者点検の実施
③結果	原案どおり認める旨の答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法改正により修正
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	岐阜市保健所感染症対策課、岐阜市中市民健康センター、岐阜市南市民健康センター、岐阜市北市民健康センター	岐阜市保健所感染症対策課、岐阜市中保健センター、岐阜市南保健センター、岐阜市北保健センター	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 16の2の項、16の3の項	番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項	事前	法改正により修正
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項	番号法第19条第8号 別表第二 115の2の項	事前	法改正により修正
令和3年12月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		(追記) 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種の実施後に接種記録等を記録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
令和3年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		(追記) 3. ワクチン接種記録システム(VRS)向けに接種対象者情報、接種情報を出力する。 4. ワクチン接種記録システム(VRS)からダウンロードした接種情報を入力する。	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	同上
令和3年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	同上
令和3年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	重要な変更該当しないが、任意で事前に提出
令和3年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面または機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	同上
令和3年12月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠		(追記) ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
令和3年12月27日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	岐阜市保健所感染症対策課	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課	事後	組織改編のための変更であり、重要な変更該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	感染症対策課長	感染症対策課長、新型コロナウイルスワクチン接種対策課長	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における内容を追記(本編参照)	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	岐阜市保健所感染症対策課	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課	事後	組織改編のための変更であり、重要な変更該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		(追記) その他 ・ワクチン接種記録システム(VRS) ・サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度		(追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から個人番号の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性		(追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示		(追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	岐阜市保健所感染症対策課、岐阜市中保健センター、岐阜市南保健センター、岐阜市北保健センター	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課、岐阜市中保健センター、岐阜市南保健センター、岐阜市北保健センター	事後	組織改編のための形式的な変更であり、重要な変更該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法		(追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合		(追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析		(追記) 個人を判別し得るような情報の統計分析は行わない。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	3件	4件	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲		予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	重要な変更該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ③委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		その他(LG-WAN回線を用いた提供)	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ⑥委託先名		株式会社ミラボ	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ⑦再委託の有無		再委託しない	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている 2件	提供を行っている 3件	事後	重要な変更該当しないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3		市区町村長	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠		番号法 第19条第15号	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ③提供する情報		市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑥提供方法		その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑦時期・頻度		当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	同上
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		(追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		(追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	重要な変更該当しないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目		<p>(追記)</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に係る記録項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	事後	同上
令和3年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		<p>(追記)</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者本人からの個人番号の入手 <p>当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出先市区町村からの個人番号の入手 <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 <p>接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和3年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容		<p>(追記)</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・画面での誘導を簡潔に行うことで、住民が異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 	事後	同上
令和3年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容		<p>(追記)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容		(追記) ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民が個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容		(追記) ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。なお、自動転記を行わない場合も、サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正な個人番号が入力されないようにしている。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容		(追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしている。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) その他のリスク及びそのリスクに対する措置		(追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		(追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		(追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法		(追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法		(追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法		(追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容		(追記) ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4 リスクに対する措置の内容		(追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認		(追加) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録		記録を残している	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法		<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール		定めている	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法		番号法第19条第15号に基づき実施される、ワクチン接種記録システム(VRS)を介した提供のみ行う。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		(追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		(追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法		(追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容		(追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		(追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策		(追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	同上
令和3年12月27日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所感染症対策課	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課	事後	組織改編のための変更であり、重要な変更には該当しないため、事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	岐阜市保健所感染症対策課 電話:058-252-0615	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課 電話:058-252-0615、058-252-0538	事後	組織改編のための変更であり、重要な変更には該当しないため、事後に提出
令和3年12月27日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年3月12日		事後	重要な変更には該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和3年1月29日から令和3年2月28日まで	令和3年10月1日から令和3年11月1日まで	事後	重要な変更には該当しないため事後に提出
令和3年12月27日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和3年3月5日	令和3年11月30日	事後	重要な変更には該当しないため事後に提出
令和4年4月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		(追記) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	重要な変更には該当しないため、事後に提出
令和4年4月25日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更には該当しないため事後に提出
令和4年4月25日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ※・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種証明書の交付に係る申請については、窓口や郵送の受入のほか、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリでの受領を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ※・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種証明書の交付に係る申請については、窓口や郵送の受入のほか、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリでの受領を行う。 2 接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。 	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和4年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他 ・ワクチン接種記録システム(VRS) ・サービス検索・電子申請機能	その他 ・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) ・サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更には該当しないため、事後に提出
令和4年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度	事後	同上
令和4年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号)	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	事後	同上
令和4年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示		(追記) ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	同上
令和4年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法情報の突合	当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。)	当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	同上
令和4年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更にて該当しないため、事後に提出
令和4年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和4年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	同上
令和4年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(LG-WAN回線を用いた提供)	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	同上
令和4年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和4年4月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	同上
令和4年4月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	同上
令和4年4月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容		(追記) <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容		(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容		(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容		(追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容		(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条15号に基づき実施される、ワクチン接種記録システム(VRS)を介した提供のみを行う。	番号法第19条16号に基づき実施される、ワクチン接種記録システム(VRS)を介した提供のみを行う。	事後	法改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更でないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2 リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出
令和4年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク3 リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	組織改編のための変更であり、重要な変更には該当しないため、事後に提出
令和4年4月25日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日		2022/4/25	事後	重要な変更には該当しないため事後に提出
令和4年4月25日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和3年10月1日から令和3年11月1日まで	令和4年2月15日から令和4年3月16日	事後	同上
令和4年4月25日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2021/11/30	2022/3/24	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・転出先市区町村から個人番号の照会を受ける都度	・他市区町村から個人番号の照会を受ける都度	事後	同上
令和4年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	事後	同上
令和4年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	同上
令和4年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	・接種回(1回目/2回目)	・接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	同上
令和4年5月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・転出先市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	・他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	同上
令和4年5月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2 リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	同上
令和4年5月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク3 リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	重要な変更にて該当しないため事後に提出
令和4年5月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	同上
令和4年10月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		(追記) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月4日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	e 1 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ※・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種証明書の交付に係る申請については、窓口や郵送の受入のほか、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリでの受領を行う。 2 接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。	e 1 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ※・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種証明書の交付に係る申請については、窓口や郵送の受入のほか、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリでの受領を行う。 2 接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。 3 接種者について、コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、キオスク端末から個人情報を入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を氏名や旅券関係情報(※)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。 ※・旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。	事後	同上
令和4年10月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他 ・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) ・サービス検索・電子申請機能	その他 ・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) ・コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム ・サービス検索・電子申請機能	事後	同上
令和4年10月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	同上
令和4年10月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和4年10月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和4年10月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	同上
令和4年10月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	その他(LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	同上
令和4年10月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	同上
令和4年10月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	同上
令和4年10月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容		(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	同上
令和4年10月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	同上
令和4年10月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	同上
令和4年10月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容		(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	同上
令和4年10月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>(追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	同上
令和4年10月4日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和4年2月15日から令和4年3月16日	令和4年7月1日から令和4年8月1日	事後	同上
令和4年10月4日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2022/3/24	2022/8/23	事後	同上
令和5年1月26日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>1. 予診票の発行 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種及び高齢者用肺炎球菌感染症の予防接種の対象者に、接種を促すために、個別で予診票を発行する。なお、未成年者に郵送する際には、宛名は世帯主としている。 2. 接種情報の記録 予防接種終了後に、医療機関等から提出された予診票を基に、接種日、接種医療機関を記録する。 3. 接種の勧奨 予防接種の対象者に接種を促すため、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種の実施後に接種記録等を記録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>1. 予診票の発行 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種及び高齢者用肺炎球菌感染症の予防接種の対象者に、接種を促すために、個別で予診票を発行する。なお、未成年者に郵送する際には、宛名は世帯主としている。 2. 接種情報の記録 予防接種終了後に、医療機関等から提出された予診票を基に、接種日、接種医療機関を記録する。 3. 接種の勧奨 予防接種の対象者に接種を促すため、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 4. 健康被害に係る給付 予防接種による健康被害が生じた場合の健康被害救済の給付を行う。 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種の実施後に接種記録等を記録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 6. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	記載漏れによる修正
令和5年1月26日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容		<p>(追記) ⑦一Ⅲ 健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた場合、中間サーバーを介して受取希望者の公金受取口座情報を取得する。</p>	事前	公的給付支給等口座登録制度に伴う追記
令和5年1月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(厚生労働大臣)	[○]行政機関・独立行政法人等(内閣総理大臣、厚生労働大臣)	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・健康・医療関係情報：随時（予防接種実施時点） ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報：随時（健康被害に係る給付の申請時点）	・健康・医療関係情報：随時（予防接種実施時点） ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報：随時（健康被害に係る給付の申請時点） ・医療保険関係情報：健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた都度	事前	公的給付支給等口座登録制度に伴う追記
令和5年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第14条において個人番号の提供について規定されているとともに、利用、提供については、番号法別表第1（10の項、93の2の項）及び別表第2（16の2の項、16の3の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項）にそれぞれ規定されている。	番号法第14条において個人番号の提供について規定されているとともに、利用、提供については、番号法別表第1（10の項、93の2の項）及び別表第2（16の2の項、16の3の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項）にそれぞれ規定されている。	事前	同上
令和5年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・予防接種対象者の登録・更新を行う。 ・接種結果の登録・更新を行う。 ・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨の実施に活用する。	・予防接種対象者の登録・更新を行う。 ・接種結果の登録・更新を行う。 ・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨の実施に活用する。 ・健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた場合、公金受取口座情報を照会するため、特定個人情報を使用する。	事前	同上
令和5年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<事務室における措置> ・事務室の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・事務室の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。	<事務室における措置> ・事務室の全端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・事務室の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・特定個人情報が記載された申請書等は鍵付き書庫に保管している。	事前	同上
令和5年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 （別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【詳細情報】 接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、対象外判定、請求日（月）、接種番号、接種会場、接種量、抗体価検査、特記事項、未接種理由、実施区分、発赤反応長径、硬結反応長径、二重発赤反応長径、二重発赤反応短径、所見、判定、依頼区分、二次・三次医療機関依頼、依頼日、依頼理由、ツベルクリン部位、ツベルクリン判定日	【詳細情報】 接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、対象外判定、請求日（月）、接種番号、接種会場、接種量、抗体価検査、特記事項、未接種理由、実施区分、発赤反応長径、硬結反応長径、二重発赤反応長径、二重発赤反応短径、所見、判定、依頼区分、二次・三次医療機関依頼、依頼日、依頼理由、ツベルクリン部位、ツベルクリン判定日、公金受取口座（※） ※ 健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた場合のみ	事前	同上
令和5年1月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・必要な対象者以外の情報を記載できないよう、予診票の様式を定める。	・必要な対象者以外の情報を記載できないよう、予診票及び健康被害の給付に係る申請書様式を定める。	事前	同上
令和5年1月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・必要な情報項目のみを記載するよう、予診票の様式を定める。	・必要な情報項目のみを記載するよう、予診票及び健康被害の給付に係る申請書様式を定める。	事前	同上
令和5年1月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容		（追記） ・健康被害の給付に係る公金受取口座の情報を健康管理システムに転記する際、ダブルチェックを実施することにより転記ミスが起こらないようにしている。	事前	同上
令和5年6月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 （別添2）特定個人情報ファイル記録項目	・接種回（1回目/2回目/3回目）	・接種回	事後	重要な変更該当しないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	同上
令和5年6月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	事後	同上
令和5年6月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	事後	重要な変更該当しないため事後に提出
令和5年6月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	同上
令和5年6月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期的に及び必要に応じ随時に確認する。	事後	同上

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1. 予診票の発行 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種及び高齢者用肺炎球菌感染症の予防接種の対象者に、接種を促すために、個別で予診票を発行する。なお、未成年者に郵送する際には、宛名は世帯主としている。 2. 接種情報の記録 予防接種終了後に、医療機関等から提出された予診票を基に、接種日、接種医療機関を記録する。 3. 接種の勧奨 予防接種の対象者に接種を促すため、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 4. 健康被害に係る給付 予防接種による健康被害が生じた場合の健康被害救済の給付を行う。 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種の実施後に接種記録等を記録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 6. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	1. 予診票の発行 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の対象者に、接種を促すために、個別で予診票を発行する。なお、未成年者に郵送する際には、宛名は世帯主としている。 2. 接種情報の記録 予防接種終了後に、医療機関等から提出された予診票を基に、接種日、接種医療機関を記録する。 3. 接種の勧奨 予防接種の対象者に接種を促すため、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 4. 健康被害に係る給付 予防接種による健康被害が生じた場合の健康被害救済の給付を行う。 5. 特例臨時接種期間内に実施された新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種の実施後に接種記録等を記録、管理する。 6. 特例臨時接種期間内に実施された新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う事務の変更による修正であり、リスクが増大することはないため、重要な変更には該当せず事後に提出する
令和6年9月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム5 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、使用するシステムの機能が変更されるため修正
令和6年9月26日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。) ・別表第一省令第10条、第67条の2 3 岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年岐阜市条例第54号。以下「条例」という。) ・条例第4条第1項 別表第1の1の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号。以下「別表省令」という。) ・別表省令第10条、第67条の2 3 岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年岐阜市条例第54号。以下「条例」という。) ・条例第4条第1項 別表第2の4の項	事後	番号法および関連する命令の改正に伴う修正であり、リスクが増大することはないため、重要な変更には該当せず、事後に提出する
令和6年9月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項) ・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)(別表第二における情報照会の根拠) 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第27条で定めるもの」が含まれる項(25の項) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(154の項)(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 25の項、26の項、27の項、28の項、29の項	事後	番号法および関連する命令の改正に伴う修正であり、リスクが増大することはないため、重要な変更には該当せず、事後に提出する
令和6年9月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課	岐阜市保健所感染症・医務業務課	事後	機構改革に伴う組織名の変更

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	感染症対策課長、新型コロナウイルスワクチン接種対策課長	感染症・医務業務課長	事後	機構改革に伴う組織名の変更
令和6年9月26日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	① 健康管理システムにより取得した住民情報に基づき、クーポン券を作成、市民に送付する。 ② 岐阜市から送付されたクーポン券を持参して、医療機関で予防接種を実施する。 ＜一般予防接種事務＞ ③ 医療機関等(接種会場)は予約票にクーポンを貼付し、岐阜市保健所に送付する。 ④ 委託業者にハンチを依頼する前に、健康管理システムで個人を特定し、予約票に宛名番号を記載。(個人番号とは相違) ⑤ ハンチデータ入力委託業者にてハンチデータを作成する。 ⑥ ハンチデータを健康管理システムに取り込み、接種歴を管理。 7-1 予防接種履歴の情報を共通基盤システムへあげる。 7-2 他市町村からの転入者、他市町村への転出者に関する予防接種履歴の情報は中間サーバを介して、取替及び提供する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ a 健康管理システムから接種対象者情報を抽出し、ワクチン接種記録システム(VRS)に取り込む。 b 新型コロナウイルス予防接種会場及び医療機関で接種記録をAI-OCRで読み込み、VRSに取り込む。 c 接種記録は健康管理システム、VRS間で共有する。 d 他市町村からの転入者に応じて接種記録を提供するとともに、必要に応じて転入者の接種記録を他市町村に照会する。 e 1 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を基に、旅券関係情報を入力、取得する。 ※ 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入力し、使用する。 ・接種証明書の交付に係る申請については、窓口や郵送の受入のほか、サービス検索・電子申請機能、電子交付アプリでの受発を行う。 2 接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入力し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリに表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。 3 接種者について、コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、キオスク端末から個人番号を入力し、旅券関係情報システム連携の接種者交付センターシステムを經由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(30)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。 ※ 旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務における内容を削除(本編参照) 図表の修正に伴う、記載内容の修正	事後	予防接種事務の変更によるフローの修正
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課	岐阜市保健所感染症・医務業務課	事後	機構改革に伴う組織名の変更
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)・コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム・サービス検索・電子申請機能)	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	入手方法の減少
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から個人番号の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	入手時期・頻度の減少
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入力する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	入手方法及び頻度の減少

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第14条において個人番号の提供について規定されているとともに、利用、提供については、番号法別表第1(10の項、93の2の項)及び別表第2(16の2の項、16の3の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項)にそれぞれ規定されている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	番号法第14条において個人番号の提供について規定されているとともに、利用、提供については、番号法別表(14の項、126の項)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25の項、26の項、27の項、28の項、29の項)にそれぞれ規定されている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	番号法および関連する命令ならびに関連する条項の改正に伴う修正
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課、岐阜市中保健センター、岐阜市南保健センター、岐阜市北保健センター	岐阜市保健所感染症・医薬業務課、岐阜市中保健センター、岐阜市南保健センター、岐阜市北保健センター	事後	機構改革に伴う組織名の変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	予防接種事務の変更により、特定個人情報使用の場面が限定的になるものであり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	削除	事後	突合する情報が限定的になるものであり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	その他(LGWAN回線を用いた提供)	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先 市区町村長 ①番号法 第19条第15号 ②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ③市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ) ④10万人以上100万人未満 ⑤2.基本情報③対象者となる本人の範囲と同じ ⑥その他(ワクチン接種記録システム(VRS)) ⑦当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	削除	事後	提供先に係る用途が削除されたことに伴う変更

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25の項、26の項、27の項、28の項、29の項	事後	番号法および関連する命令ならびに関連する条項の改正に伴う修正
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 115の2の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25の項、26の項	事後	番号法および関連する命令ならびに関連する条項の改正に伴う修正
令和6年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更であり、リスクが増大するおそれなく、重要な変更該当しないため、事後に提出
令和6年9月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 	削除	事後	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務の変更により積極的な個人番号入手を実施しないこととなったことによる変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	削除	事後	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務の変更により積極的な個人番号入手を実施しないこととなったことによる変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更該当せず、事後に提出

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選べることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	削除	事後	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務の変更により積極的な個人番号入手を実施しないこととなったことによる変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	削除	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) *券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 *券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	削除	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> *接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	削除	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務の変更により積極的な個人番号入手を実施しないこととなったことによる変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	事後	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務の変更により積極的な個人番号入手を実施しないこととなったことによる変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 リスク2 リスク3	<p>記録を残している <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 定めている 番号法19条第19条第16号に基づき実施される、ワクチン接種記録システム(VRS)を介した提供のみを行う。 十分である <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置>・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 十分である <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。 十分である</p>	削除	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出
令和6年9月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) その他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>	削除	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出

(別添 3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月26日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去リスク1</p> <p>⑥ 技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	使用するシステムの機能縮小に伴う変更であり、リスクが増大するおそれがないため、重要な変更には該当せず、事後に提出

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月26日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所感染症・医務業務課	事後	機構改革に伴う組織名の変更
令和6年9月26日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課 電話:058-252-0615、058-252-0538	岐阜市保健所感染症・医務業務課 電話:058-252-7187	事後	機構改革に伴う組織名の変更
令和6年9月26日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成4年4月25日	令和6年9月26日	事後	重要な変更該当しないため事後に提出
令和6年11月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1. 予診票の発行 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の対象者に、接種を促すために、個別で予診票を発行する。なお、未成年者に郵送する際には、宛名は世帯主としている。 2. 接種情報の記録 予防接種終了後に、医療機関等から提出された予診票を基に、接種日、接種医療機関を記録する。 3. 接種の勧奨 予防接種の対象者に接種を促すため、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 4. 健康被害に係る給付 予防接種による健康被害が生じた場合の健康被害救済の給付を行う。 5. 特例臨時接種期間内に実施された新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種の実施後に接種記録等を記録、管理する。 6. 特例臨時接種期間内に実施された新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	1. 予診票の発行 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の対象者に、接種を促すために、個別で予診票を発行する。なお、未成年者に郵送する際には、宛名は世帯主としている。 2. 接種情報の記録 予防接種終了後に、医療機関等から提出された予診票を基に、接種日、接種医療機関を記録する。 3. 接種の勧奨 予防接種の対象者に接種を促すため、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 4. 健康被害に係る給付 予防接種による健康被害が生じた場合の健康被害救済の給付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 予診票発行対象者の確認に必要な住民基本台帳記録の参照を行う。 2. 予診票の発行、接種に関する記録の登録・修正・照会を行う。(予防接種実施状況の登録・修正・照会機能) 3. ワクチン接種記録システム(VRS)向けに接種対象者情報、接種情報を出力する。 4. ワクチン接種記録システム(VRS)からダウンロードした接種情報を入力する。	1. 予診票発行対象者の確認に必要な住民基本台帳記録の参照を行う。 2. 予診票の発行、接種に関する記録の登録・修正・照会を行う。(予防接種実施状況の登録・修正・照会機能)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称 ②システムの機能	システムの名称: ワクチン接種記録システム(VRS) システムの機能: ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称 ②システムの機能	システムの名称: ワクチン接種記録システム(VRS) システムの機能: ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号。以下「別表省令」という。) ・別表省令第10条、第67条の2 3 岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年岐阜市条例第54号。以下「条例」という。) ・条例第4条第1項 別表第2の4の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号。以下「別表省令」という。) ・別表省令第10条、第67条の2 3 岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年岐阜市条例第54号。以下「条例」という。) ・条例第4条第1項 別表第2の4の項	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	<p><一般予防接種事務></p> <ol style="list-style-type: none"> 市は住民情報に基づき、予防票を発行する。 市民は、発行された予防票に必要事項を記入し、医療機関にて予防接種を受ける。 市民は医療機関で接種後、接種済証の発行を受ける。 医療機関は、接種後の予防票を市へ送付する。 委託業者にパンチを依頼する前に、健康管理システムで個人を特定し、予防票に宛名番号を記載。(一個人番号とは相違) パンチデータ入力委託業者にてパンチデータを作成する。 パンチデータを健康管理システムに取り込み、接種歴を管理 <p>⑧-1 予防接種履歴の情報を共通基盤システムへあげる。</p> <p>⑧-2 他市町村からの転入者、他市町村への転出者に関する予防接種履歴の情報は中間サーバを介して、取得及び提供する。</p> <p>⑧-3 健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた場合、中間サーバを介して受取希望者の公金受取口座情報を取得する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>ア 接種記録は健康管理システム、VRS間で共有する。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。</p> <p>ウ 接種証明書の交付に係る申請については、窓口で受領する。</p> <p>※・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</p> <p>※・旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。</p> <p>ウ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を発行する。</p>	VRSIに関する内容を削除(本編参照)図表の修正に伴う、記載内容の修正	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<p><識別情報></p> <p>随時(変更時等)</p> <p><連絡先等情報></p> <p>随時(変更時等)</p> <p><業務関連情報></p> <p>・健康・医療関係情報:随時(予防接種実施時点)</p> <p>・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報:随時(健康被害に係る給付の申請時点)</p> <p>・医療保険関係情報:健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた都度</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</p>	<p><識別情報></p> <p>随時(変更時等)</p> <p><連絡先等情報></p> <p>随時(変更時等)</p> <p><業務関連情報></p> <p>・健康・医療関係情報:随時(予防接種実施時点)</p> <p>・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報:随時(健康被害に係る給付の申請時点)</p> <p>・医療保険関係情報:健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた都度</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<p>・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。</p> <p>・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給や障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</p>	<p>・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。</p> <p>・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給や障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<p>番号法第14条において個人番号の提供について規定されているとともに、利用、提供については、番号法別表(14の項、126の項)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25の項、26の項、27の項、28の項、29の項)にそれぞれ規定されている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</p>	<p>番号法第14条において個人番号の提供について規定されているとともに、利用、提供については、番号法別表(14の項、126の項)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25の項、26の項、27の項、28の項、29の項)にそれぞれ規定されている。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<p>・予防接種対象者の登録・更新を行う。</p> <p>・接種結果の登録・更新を行う。</p> <p>・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨の実施に活用する。</p> <p>・健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた場合、公金受取口座情報を照会するため、特定個人情報を使用する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>	<p>・予防接種対象者の登録・更新を行う。</p> <p>・接種結果の登録・更新を行う。</p> <p>・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨の実施に活用する。</p> <p>・健康被害の給付に係る公金受取口座の受取希望が生じた場合、公金受取口座情報を照会するため、特定個人情報を使用する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><外部データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムのサーバは外部データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を、ICカード、静脈認証等の生体認証、パスワード入力、監視カメラ等により厳重に管理している。 ・健康管理システムで取り扱う特定個人情報は、住民記録システムサーバ及び共通基盤サーバのデータベース内に保存し、データベースのバックアップを保存した外部記憶媒体は、遠隔地の安全管理措置が講じられた場所に保管する。 <p><事務室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の全端末はセキュリティファイヤー等で固定されている。 ・事務室の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・特定個人情報記載された申請書等は鍵付き書庫に保管している。 <p><本庁マシン室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム等運用端末は本庁マシン室に設置しており、本庁マシン室への入室は、入室時のパスワード認証、入室時の記録、監視カメラ等により厳重に管理している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	<p><外部データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムのサーバは外部データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を、ICカード、静脈認証等の生体認証、パスワード入力、監視カメラ等により厳重に管理している。 ・健康管理システムで取り扱う特定個人情報は、住民記録システムサーバ及び共通基盤サーバのデータベース内に保存し、データベースのバックアップを保存した外部記憶媒体は、遠隔地の安全管理措置が講じられた場所に保管する。 <p><事務室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の全端末はセキュリティファイヤー等で固定されている。 ・事務室の全端末の配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施している。 ・特定個人情報記載された申請書等は鍵付き書庫に保管している。 <p><本庁マシン室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム等運用端末は本庁マシン室に設置しており、本庁マシン室への入室は、入室時のパスワード認証、入室時の記録、監視カメラ等により厳重に管理している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバやパソコン等の処分時には、データ消去ソフトによりデータ復元が不可能な状態にしている。 ・申請書等紙媒体については、内部に定められた期間保存後溶解処理を行う。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 <p><ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。></p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LG-WAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバやパソコン等の処分時には、データ消去ソフトによりデータ復元が不可能な状態にしている。 ・申請書等紙媒体については、内部に定められた期間保存後溶解処理を行う。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別表2)特定個人情報ファイル記録項目	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に係る記録項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な対象者以外の情報を記載できないよう、予診票及び健康被害の給付に係る申請書様式を定める。 ・庁内連携システムを介して、予診票記載内容(4情報及び世帯情報)を住基情報と比較、診査及び確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・パンチ業務において業者に委託する依頼元データ及び成果品は、個人番号と紐づけられない状態のデータである。 ・パンチ業務で作成された成果品の住基番号はシステム上で住基台帳と紐づけられるため、対象者以外はシステムに入力されない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要となる者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な対象者以外の情報を記載できないよう、予診票及び健康被害の給付に係る申請書様式を定める。 ・庁内連携システムを介して、予診票記載内容(4情報及び世帯情報)を住基情報と比較、診査及び確認し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・パンチ業務において業者に委託する依頼元データ及び成果品は、個人番号と紐づけられない状態のデータである。 ・パンチ業務で作成された成果品の住基番号はシステム上で住基台帳と紐づけられるため、対象者以外はシステムに入力されない。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報項目のみを記載するよう、予診票及び健康被害の給付に係る申請書様式を定める。 ・予診票の内容から本人確認(住基番号の特定)を厳格に行う。 ・予診票の内容を複数人で診査・確認し、不必要な情報の入手を防止する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・画面での誘導を簡潔に行うことで、住民が異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報項目のみを記載するよう、予診票及び健康被害の給付に係る申請書様式を定める。 ・予診票の内容から本人確認(住基番号の特定)を厳格に行う。 ・予診票の内容を複数人で診査・確認し、不必要な情報の入手を防止する。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被接種者に必要な予診票であるかを決裁で診査・確認するため、特定個人情報を印刷するが、印刷する際は印刷指定等を行い、打ち出した資料は直ちに回収する。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民が個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被接種者に必要な予診票であるかを決裁で診査・確認するため、特定個人情報を印刷するが、印刷する際は印刷指定等を行い、打ち出した資料は直ちに回収する。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正行為を行っていないことを確認する。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力の際本人確認の措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及びその代理人から本人確認書類等の提示を受けて確認する。 ・予め保護者等が記載した予診票の情報(氏名、生年月日、性別、住所等)から個人を特定し、システム内で住基番号から個人番号を取得する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民が個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及びその代理人から本人確認書類等の提示を受けて確認する。 ・予め保護者等が記載した予診票の情報(氏名、生年月日、性別、住所等)から個人を特定し、システム内で住基番号から個人番号を取得する。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措 置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害の給付に係る公金受取口座の情報を健康 管理システムに転記する際、ダブルチェックを実施す ることにより転記ミスが起こらないようにしている。 バンチ業者において、一人目のオペレーターが入力 し、二人目のオペレーターがペリファイ入力しており、 一人目が入力したデータと二人目が入力したデータ が異なっていればエラーとなり、二人目のオペレー ターが内容確認を行い、再度入力し確定する。 バンチ業者における入力プログラムには予めロジッ クチェック機能(項目ごとに設けられた入力規則)を設 定し、プログラム上でエラーを検出する。 サービス検索・電子申請機能における措置> 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番 号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正 な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 なお、自動転記を行わない場合も、サービス検索・電 子申請機能への個人番号の入力時には、チェックテ ンント等の機能により、不正な個人番号が入力さ れないようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害の給付に係る公金受取口座の情報を健康 管理システムに転記する際、ダブルチェックを実施す ることにより転記ミスが起こらないようにしている。 バンチ業者において、一人目のオペレーターが入力 し、二人目のオペレーターがペリファイ入力しており、 一人目が入力したデータと二人目が入力したデータ が異なっていればエラーとなり、二人目のオペレー ターが内容確認を行い、再度入力し確定する。 バンチ業者における入力プログラムには予めロジッ クチェック機能(項目ごとに設けられた入力規則)を設 定し、プログラム上でエラーを検出する。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS) の機能停止に伴う修正。リスクが 低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情 報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する必要がある職員を特定し、ユー ザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 システムの操作履歴を記録し、不正行為を行ってい ないことを確認する。 端末から一時的に離席する際は端末にロックをか け、作業後はログオフを行う。 システムの利用は、市の施設以外及び市の保有す る端末以外で実施できない。 特定個人情報を扱う端末は、内蔵ディスク及び電子 記憶媒体への書き込み機能を禁止する。 ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措 置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防 止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との 間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うこと で、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないように している。 	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する必要がある職員を特定し、ユー ザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 システムの操作履歴を記録し、不正行為を行ってい ないことを確認する。 端末から一時的に離席する際は端末にロックをか け、作業後はログオフを行う。 システムの利用は、市の施設以外及び市の保有す る端末以外で実施できない。 特定個人情報を扱う端末は、内蔵ディスク及び電子 記憶媒体への書き込み機能を禁止する。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS) の機能停止に伴う修正。リスクが 低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情 報が漏えい・紛失するリスク 特定個人情報の入手(情報提供 ネットワークシステムを通じた入 手を除く。)におけるその他のリス ク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 入手した特定個人情報については、限定された端 末を利用して当市が指定する管理者から配布された ユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスで きるように制御している。 	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS) の機能停止に伴う修正。リスクが 低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、 アクセス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する必要がある職員を特定し、ユー ザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 パスワードは定期的に変更する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用ID の利用を禁止する。 端末のパスワードの記録機能等を使用しない。 ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措 置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以 下の対策を講じている。 ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人 情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限 り可能になるように制御している。 LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる 権限を保持しない。 ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン 認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用の ユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限 定して発行される。 	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する必要がある職員を特定し、ユー ザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 パスワードは定期的に変更する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用ID の利用を禁止する。 端末のパスワードの記録機能等を使用しない。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS) の機能停止に伴う修正。リスクが 低減するため、事後に提出

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務(担当職員)の対応表を作成し、ID/パスワードの発行管理を行う。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・権限の申請・変更・失効については申請書を使用し、記録を残す。 <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務(担当職員)の対応表を作成し、ID/パスワードの発行管理を行う。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・権限の申請・変更・失効については申請書を使用し、記録を残す。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を、変更し、又は削除する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。当市が指定する管理者は、定期的ユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を、変更し、又は削除する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録する。 ・操作履歴の定期的な確認により不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に保管する。 <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録する。 ・操作履歴の定期的な確認により不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に保管する。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対し、職場で守るべき遵守事項、特定個人情報を含む機密情報の業務以外の目的での利用の禁止、違反した場合の処分内容等について、情報セキュリティ教育を行う。 ・正職員以外の従事者(会計年度任用職員、アルバイト、外部委託事業者等)に職員と同等の情報セキュリティ教育を行った上で、「情報セキュリティポリシー遵守同意書」に署名させる。 <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対し、職場で守るべき遵守事項、特定個人情報を含む機密情報の業務以外の目的での利用の禁止、違反した場合の処分内容等について、情報セキュリティ教育を行う。 ・正職員以外の従事者(会計年度任用職員、アルバイト、外部委託事業者等)に職員と同等の情報セキュリティ教育を行った上で、「情報セキュリティポリシー遵守同意書」に署名させる。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を入力、照会する端末は、内蔵ディスク及び電子記憶媒体への書き込み機能を禁止する。 ・バックアップの実行は自動化し、特権IDでのみ実行、アクセスを許可している。 ・特権IDの管理及び運用は「Ⅲ-3. リスク2 その他の措置の内容」に従う。 <p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉</p> <p>住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を入力、照会する端末は、内蔵ディスク及び電子記憶媒体への書き込み機能を禁止する。 ・バックアップの実行は自動化し、特権IDでのみ実行、アクセスを許可している。 ・特権IDの管理及び運用は「Ⅲ-3. リスク2 その他の措置の内容」に従う。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置〉</p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入力し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、委託先の情報保護管理体制として個人情報保護責任者と個人情報保護担当者が任命され、その役割や権限が明確になっていることを確認している。 <p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉</p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係性を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に「情報セキュリティ対策チェックシート」を提出させ、そのチェック項目の中で、委託先の情報保護管理体制として個人情報保護責任者と個人情報保護担当者が任命され、その役割や権限が明確になっていることを確認している。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1</p> <p>⑤ 物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p><事務室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室内の端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・離席時は端末をロックしている。 ・特定個人情報が記載された申請書等は鍵付き書庫に保管している。 <p><外部データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター内のサーバ室への入退室は、職員、保守事業者等のうち入室を許可された者のみに制限し管理しており、入室の事前申請の承認、入退室管理簿の記録をしている。 ・データセンター内のサーバ室への入退室は、ICカード(許可された者のみ所有)、静脈認証等の生体認証、パスワード(認可された者ごとに設定)による認証を必要とし、また監視カメラによる監視をしている。 ・サーバ室へのパソコン、外部記憶媒体、通信機器等の無断持ち込みを禁止している。 ・データの滅失、既存を防止するため、サーバ室は火災、水害、埃、振動、温度等の対策がされ、非常時用電源及び無停電電源装置を備えている。 <p><本庁マシン室(運用事業者のオペレーティング室)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入室は入り口ドアのパスワード認証、入退室管理簿の記録で管理している。 ・監視カメラにより、入退室や作業状況を監視している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・端末はセキュリティワイヤーで固定する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで定める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施設管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	<p><事務室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室内の端末はセキュリティワイヤー等で固定されている。 ・離席時は端末をロックしている。 ・特定個人情報が記載された申請書等は鍵付き書庫に保管している。 <p><外部データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター内のサーバ室への入退室は、職員、保守事業者等のうち入室を許可された者のみに制限し管理しており、入室の事前申請の承認、入退室管理簿の記録をしている。 ・データセンター内のサーバ室への入退室は、ICカード(許可された者のみ所有)、静脈認証等の生体認証、パスワード(認可された者ごとに設定)による認証を必要とし、また監視カメラによる監視をしている。 ・サーバ室へのパソコン、外部記憶媒体、通信機器等の無断持ち込みを禁止している。 ・データの滅失、既存を防止するため、サーバ室は火災、水害、埃、振動、温度等の対策がされ、非常時用電源及び無停電電源装置を備えている。 <p><本庁マシン室(運用事業者のオペレーティング室)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入室は入り口ドアのパスワード認証、入退室管理簿の記録で管理している。 ・監視カメラにより、入退室や作業状況を監視している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・端末はセキュリティワイヤーで固定する。 	事後	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出</p>

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	<p>・システムの操作履歴を記録する。</p> <p>・サーバ、パソコンにウイルス対策ソフトを常駐しリアルタイムチェックを実施し、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは自動化により最新のものを適用している。</p> <p>・ネットワークを通じての不正アクセス対策として、ファイアウォールやIPSにより、不正、不要な通信の検知や遮断をしている。</p> <p>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策/パッチ適用は、必要性、動作の安全性等を確認したうえで実施することとしている。</p> <p>・パソコンは許可なくソフトウェアを導入できないよう管理者権限を制限しており、また、パソコンを許可なくネットワークに接続できないよう、端末の認証等の制限をしている。</p> <p>・端末から一定の時間操作が行われない場合は、システムとの接続を遮断し、他者に利用されることを防止する。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで定める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <p>・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。</p> <p>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</p> <p>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</p> <p>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</p> <p>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を導入している。</p> <p>・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしている。</p>	<p>・システムの操作履歴を記録する。</p> <p>・サーバ、パソコンにウイルス対策ソフトを常駐しリアルタイムチェックを実施し、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは自動化により最新のものを適用している。</p> <p>・ネットワークを通じての不正アクセス対策として、ファイアウォールやIPSにより、不正、不要な通信の検知や遮断をしている。</p> <p>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策/パッチ適用は、必要性、動作の安全性等を確認したうえで実施することとしている。</p> <p>・パソコンは許可なくソフトウェアを導入できないよう管理者権限を制限しており、また、パソコンを許可なくネットワークに接続できないよう、端末の認証等の制限をしている。</p> <p>・端末から一定の時間操作が行われない場合は、システムとの接続を遮断し、他者に利用されることを防止する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検 具体的なチェック方法	<p>・年に1回担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>・年に1回担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査 具体的な内容	<p>・定期的に監査を行う。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規定等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>・定期的に監査を行う。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規定等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>・職員に対しては、定期的に個人情報保護に関する研修を行う。</p> <p>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</p> <p>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導のうえ、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>・職員に対しては、定期的に個人情報保護に関する研修を行う。</p> <p>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</p> <p>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導のうえ、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う修正。リスクが低減するため、事後に提出
令和6年11月26日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	令和6年9月26日	令和6年11月26日	事後	重要な変更該当しないため事後に提出

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	右を追加	<p><ガバメントクラウドにおける追加措置></p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	システム標準化にかかるガバメントクラウドにおける措置の記載を追加
令和7年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	右を追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することとなるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	システム標準化にかかるガバメントクラウドにおける措置の記載を追加
令和7年3月24日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	右を追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	システム標準化にかかるガバメントクラウドにおける措置の記載を追加
令和7年3月24日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	右を追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第10版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」という。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムの構築をする環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	システム標準化にかかるガバメントクラウドにおける措置の記載を追加

(別添3-2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	右を追加	〈ガバメントクラウドにおける措置〉 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	システム標準化にかかるガバメントクラウドにおける措置の記載を追加
令和7年3月24日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	右を追加	〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	システム標準化にかかるガバメントクラウドにおける措置の記載を追加
令和7年3月24日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	—	〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	システム標準化にかかるガバメントクラウドにおける措置の記載を追加
令和7年3月24日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	・岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)に基づき、所定の請求書に必要事項を記載し、提出する。	・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、所定の請求書に必要事項を記載し、提出する。	事後	重要な変更に関し該当しないため事後に提出
令和7年3月24日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	重要な変更に関し該当しないため事後に提出
令和7年3月24日	Ⅴ 開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	—	予防接種ファイル	事後	重要な変更に関し該当しないため事後に提出
令和7年3月24日	Ⅴ 開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	—	市ホームページ	事後	重要な変更に関し該当しないため事後に提出
令和7年3月24日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和4年7月1日から令和4年8月1日	令和6年12月2日から令和6年12月27日	事後	重要な変更に関し該当しないため事後に提出
令和7年3月24日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和4年8月23日	令和7年2月27日	事後	重要な変更に関し該当しないため事後に提出